

青色申告者は日々の取引を所定の帳簿に記帳する義務があります。



富士山(山梨県)

撮影 職員



確定申告などの指導は完全予約制です

申告会での確定申告指導や年末調整指導等は全て予約制となっています。前日までにご予約の上、ご来所ください。ご理解とご協力を
お願い致します。予約の方法は、下記の3通りです。※受付開始日は次ページをご参照ください。
※1月以降、インボイスに係る説明は出来ません。4月以降になります。

一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトビル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

①パソコンやスマホから、ご希望の日時を申込

《ホームページから24時間予約申し込みOK》※前日の15時まで
※事業主名で予約してください。



②電話(045-442-7201)で、ご希望の日時を申込

《予約受付:午前9時~12時・午後1時~5時 土・日・祝日・年末年始を除く》

③申告会事務所へご来所いただき、ご希望の日時を申込

令和5年中に土地や建物等の売却をされた方へ

確定申告期間中に税務署の申告書作成会場でご相談のうえ「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

『譲渡所得の内訳書』を作成した方

「譲渡所得の内訳書」が作成済みなので、他の所得と合わせて申告会で申告書を提出することができます。

『譲渡所得の内訳書』の作成がまだの方

譲渡所得以外の部分の指導はできますが、「譲渡所得の内訳書」については税務署の作成会場でご相談ください。(譲渡所得以外の所得と合算して申告します。)

※株式や配当所得、寄附金税額控除等は、申告するかしないか(住民税も含め)ご自身で決定し、必要な書類をご用意いただいた上で、申告する場合は令和5年中に来所して指導を受けてください。

確定申告指導会の予約について

通常の指導と予約開始日が異なります。下記日程表を確認の上ご予約ください。

確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願いします。

申告時のご相談は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことがあります。

確定申告で聞きたいこと、確認したいことは、確定申告を待たずに申告会へお問い合わせください。

日程表

【所得税】 期限:3月15日(金)迄	予約開始日
1月 4日(木)～2月29日(木)	→ 12月 1日(金)
3月 1日(金)～3月15日(金)	→ 2月 1日(木)
【消費税】 期限:4月 1日(月)迄	予約開始日
3月18日(月)～4月 1日(月)	→ 12月 1日(金)

各自の予約日時 予約日時を記入してご利用ください	令和6年 月 日() 午前・午後 時 開始10分前までにお越しください
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 会員1名につき1日1回50分の完全予約になります。一度に複数日・複数回の予約は出来ません。会員が複数名の場合、会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。 50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、1日の予約数には限りがあり、3月に入ると次の予約が取れない可能性があります。 予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約を取り、来所ください。 予約状況により、ご希望の日時に予約が取れないこともあります。特に申告期限が近づく3月は予約が集中します。早い時期の予約、来所をお願い致します。 一度で申告が終了するように年内中に記帳指導等をお受けください。 1月4日(木)から確定申告指導が受けられますが、1月22日(月)までは年末調整(給与源泉)指導優先となります。なお、1月23日(火)以降、年末調整指導はできません。 予約数は指導員の確保等の状況により随時変更(増減)します。 ネット予約受付は前日の午後3時まで。ネット予約受付終了後の予約変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。 感染症や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は、予約時間通りに指導できない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。 事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。 予約時間の15分前から入室できます。受付で会員証をご提示ください。 遅刻や忘れ物にご注意ください! 遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。 予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とする場合もあります。

申告期の電話によるお問合わせは午後5時から6時の間にお願いします。受付時間内は来所の方が優先です。

路上駐車禁止。ビル前や脇も駐車禁止。自転車やバイクを停める場所はありません。
近隣のコインパーキングをご利用ください。

会計ソフトの指導については入力の確認は1月までにお願いします。2月以降はお受けできません。
ブルーリターンAのシステムトラブルの連絡先:(株)ゼンアオイロ TEL03-3294-2306 (平日のみ営業・時間9時～12時・13時～17時)

来所の際は必ず会員証をご提示ください。

令和6年1月から電子取引データの保存が義務化されます！

※領収書等を紙で受け渡しする場合は、従来のとおり紙のまま保存して問題ありません。

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれます。

(1) 税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」（調査担当者にデータのコピーを提供すること）に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

- ・検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2年前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。
- ・対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようになっている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。

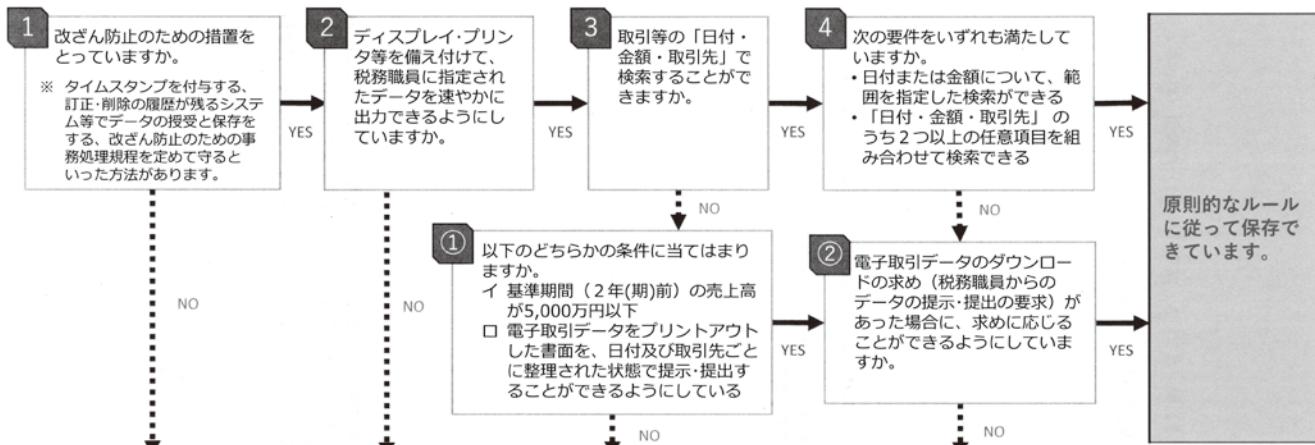
- ・(参考) 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

- *次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿つた対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。
 - イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）
 - ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じができるようになっている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

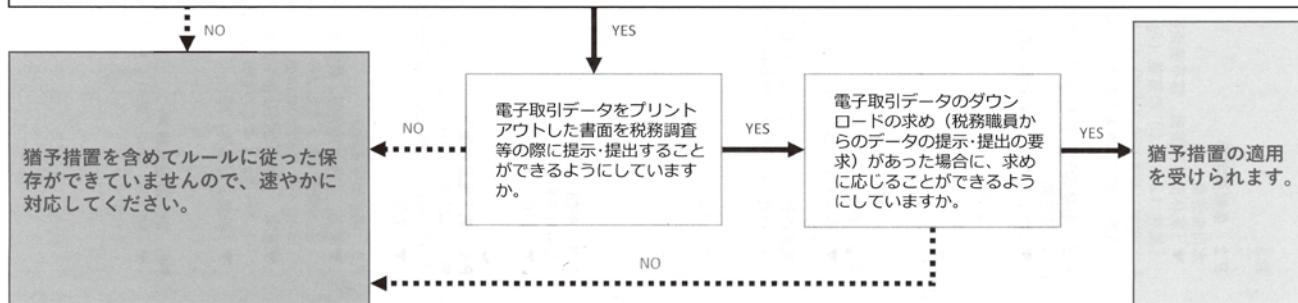
ルールに従って保存ができるかのフローチャート



猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4（①イ・ロを含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。

※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

	決算書を作成する前にチェックしてください！	<input checked="" type="checkbox"/>
	* チェックが付かないところは誤りです。訂正してください。* 分からないことは年内に申告会へお問い合わせください。	
売上	実際に代金を受け取っていないても、年内に金額が確定しているので売上に計上している。 (所得税が源泉徴収される前の金額で売上計上。)	<input type="checkbox"/>
	飲食業などで商品を事業主が食べた場合等には家事消費として売上に計上している。 (通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い金額。)	<input type="checkbox"/>
	契約等で年内に受け取ることになっている未収の家賃も賃貸料に計上している。	<input type="checkbox"/>
	預かり敷金のうち、入居者退去などで返還不要となった部分をその他収入に計上している。	<input type="checkbox"/>
仕入	納品を受けているものは代金が未払いでも仕入に計上している。	<input type="checkbox"/>
	12月31日に売れ残っている商品などを数え、棚卸表（数量×最終仕入原価）を作成している。	<input type="checkbox"/>
経費	個人事業税や税込経理の場合の消費税を租税公課にしている。 (所得税・住民税・健康保険料・罰金などは経費になりません。)	<input type="checkbox"/>
	固定資産税・水道光熱費・通信費・車両関係費などの家事関連費を按分している。 (事業でも家計でも使っている場合、事業分を合理的に算出し、家計分を経費から除きます。)	<input type="checkbox"/>
	車などのローンの分割手数料や支払利息を利子割引料としている。 (元本部分の支払は経費に計上できませんが、取得価額を減価償却費で経費計上します。)	<input type="checkbox"/>
	10万円以上の車両や備品などの取得費を減価償却している。 (10万円以上の買い物をされた方は年内に申告会で指導を受けて下さい。)	<input type="checkbox"/>
	修繕のうち資産価値を高める改修工事等を減価償却している。 (使用可能期間が延長する改修工事等は経費にできません。年内に申告会で指導を受けて下さい。)	<input type="checkbox"/>
	損害保険料のうち保険期間1年を超える火災・地震保険料などは期間按分している。 (2年や3年の火災保険料でも月割り計算して損害保険料に計上します。積み立て部分は除外。)	<input type="checkbox"/>
	専従者給与は届出書に記載の範囲内で実際に支払った金額を経費計上している。	<input type="checkbox"/>
他	現金・普通預金・売掛金・買掛金・未払金の帳簿残高が通帳や請求書等と合っている。	<input type="checkbox"/>

一人親方 労災保険

- 一人親方の特別加入は、あくまでも労働者を使用せずに事業主一人で仕事をしている方が対象になります。
- 従業員が専従者や役員のみであれば、労働者ではないので加入することが出来ます。

建設業の一人親方をサポートします！

- ◆国の保険なので安心！労働保険番号をすぐに発行！
- ◆申告会員なら加入可。6,000円の組合費と保険料のみ！
- ◆1年ごとの更新（3月末）なので任意に加入・脱退が出来ます。

まずは、お気軽に電話またはFAXでお問い合わせください。

電話 045-442-7201

FAX 045-442-7251

(一社)保土ヶ谷青色申告会建設業組合 担当：藤田



労働保険に加入していますか？

事業主は、常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入し、労働保険料を納付する義務があります。加入されていない事業主の方は、加入手続きをしましょう。

当会は、労働保険事務組合として労働保険の加入手続きや年度更新等の事務代行を行っています。中小事業主の特別加入（労災）のお取り扱いもしています。（組合費・手数料別途）

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

加入希望の方、労働保険についてお聞きになりたい方は
担当 根本・藤田まで

令和6年度 給与支払報告書の提出について

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書の作成・提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、令和6年1月31日までに提出してください（早期提出にご協力をお願いいたします。）。
- 給与支払報告書のカナ氏名、住所、生年月日は必ず記載してください。
- なるべく電子申告(eLTAX)にて給与支払報告書を提出してください。eLTAXにて提出される場合、提出先市区町村コードは、各区のコードではなく、横浜市のコード「141003」を使用してください。
- 横浜市では総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。

eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額決定(変更)通知書を電子データで受け取ることができます。

上記に記載した以外の注意点も含め、詳細は、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」及び横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」をご確認ください。

国税庁 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き

検索

横浜市 給与支払報告書

検索

【提出先・問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045(671)4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

横浜市税 特別徴収

検索

窓口に出向かずに、市税の納付ができます！

・スマホ決済 ・クレジット納付 ・ペイジー納付 ・口座振替

※税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。

お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。



横浜市税 納付方法

検索

理 事 会 報 告

日時 8月23日(水)
午後3時30分

場所 モンテファーレ
出席者が過半数を超えて
おり成立しました。

議題Ⅰ 議事録署名人選出

小川悦雄 理事、小川洋子 理事

議題Ⅱ 税制指導委員会

1. 指導会予定・実績報告
2. 申告期の予約制について
3. 確定申告期の指導体制について
4. 適格請求書等保存方式
(インボイス制度)について

5. 職員研修について

議題Ⅲ 組織委員会

1. 会員数について
2. 会員増強運動
3. 班長不在について

議題Ⅳ 事業厚生委員会

1. 研修旅行について
2. 税を考える週間 講演会について
3. 令和5年6月生活習慣病
・人間ドック申込者数

議題Ⅴ 広報委員会

1. 会報の発行について
2. 区民まつりについて

議題VI 財務委員会

1. 令和5年度 現預金残高推移表
2. 令和5年度 会費引落結果
・会費入金状況 6月～7月
3. 事務所の賃貸借契約について

議題VII 総務委員会

1. 業務報告

議題VIII 女性部・青年部

1. 活動について

議題IX その他

1. 税制指導委員長の選任について

上記議題承認されました

令和五年

計

報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きができます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。

お知らせください！

年末年始 休みの お知らせ

12月28日(木)～1月3日(水)まで
事務局はお休みします。
1月4日(木)より通常営業。

12月の行事

1日(金)～15日(金) 土・日を除く
決算準備指導会
18日(月)～1月22日(月) 土・日・祝日を除く
年末調整指導会

佐藤 明美(配偶者) 不動産賃付業
二宮 和子(事業主) 不動産賃付業
白井 久雄(事業主) 不動産賃付業
松坂 金助(事業主) 理容業
小林 とき子(事業主) 不動産賃付業
旭区
六月十三日 七十九才 濑谷区
十月三日 七十二才 保土ヶ谷区
十一月三日 百二才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。